ちば・まち・ビジョン変更の概要

○ちば・まち・ビジョン策定の背景

- 本市では、令和4年9月の「千葉市基本計画」策定に合わせ、令和5年9月に「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下、「都市計画区域マスタープラン」という。）」、「市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下、「都市計画マスタープラン」という。）、「立地適正化計画」の3プランを統合した「ちば・まち・ビジョン（以下、「ビジョン」という。）」を策定したところです。
- その後、都市計画法第6条に基づく「都市計画に関する基礎調査（以下、「都市計画基礎調査」という。）」等による、人口や産業、土地利用などの動向に関する集計（県）及び分析（市）を基に、ビジョン策定時に整理した都市の現状や都市づくり・まちづくりの課題に変化が生じていないか確認を行ったことや、令和8年度に千葉県全域において広域都市計画マスタープランの策定（都市計画区域マスタープランの見直し）等が予定されていることから、これらを踏まえたビジョンの変更に関する基本的な考え方を策定しました。

■ちば・まち・ビジョン（変更）の位置づけ

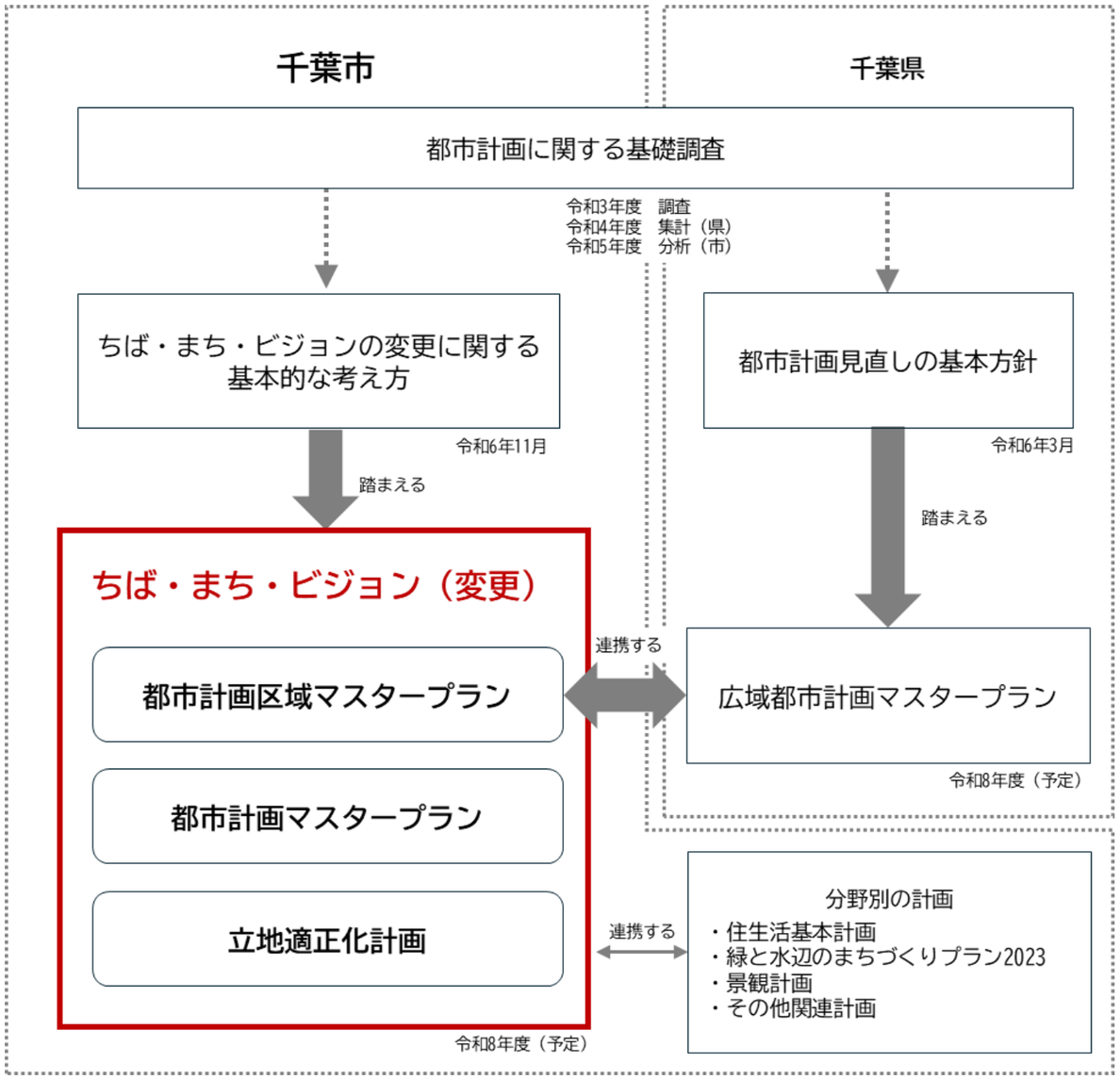

○変更にあたっての検討の視点

- ビジョンの変更にあたっては、下記の視点から検討を進めます。

（1）都市の現状

- ビジョンの「都市の現状（第1章第1節）」について、都市計画基礎調査等により、人口や産業、土地利用などの動向に関する集計及び分析を行い、確認しました。その結果、全体的な傾向として大きな変化はありませんでした。

（2）都市づくり・まちづくりの課題

- 都市の現状で把握された内容を踏まえ、ビジョンの「課題整理（第1章第2節）」について、変化が生じているものなどについて検討を行ったところ、現在のビジョンで示す課題のほかに、新たに浮かび上がるものはありませんでした。

（3）立地適正化計画に定める区域

- 随時指定される土砂災害特別警戒区域や急傾斜地崩壊危険区域等の災害発生のおそれのある区域について、居住促進区域から除外する必要があります。

（4）千葉県広域都市計画マスタープランとの連携

- 千葉県では、令和8年度の都市計画区域マスタープランの見直しに向けて、おおむね30年先を見据え、広域的な視点から千葉県の将来の「都市の姿」を描いた、都市づくりの方向性や方針を示した「千葉県都市づくりビジョン（以下、「都市づくりビジョン」という。）」が令和5年6月に策定されました。
- また、都市づくりビジョンを受け、千葉県では令和6年3月に「都市計画見直しの基本方針」を示し、広域的な視点から、市町村の区域を越えた広域都市圏を設定する「広域都市計画マスタープラン」の策定が検討されています。
- 広域都市計画マスタープランは、県内の土地利用の状況及び見通し、地形等の自然条件、日常生活等を勘案し、県総合計画を踏まえた6圏域ごとに定めることとされており、本市の都市計画区域マスタープランは本市を含む「東葛・湾岸広域都市圏」の広域都市計画マスタープランと連携を図る必要があります。

ちば・まち・ビジョン変更の概要

○ちば・まち・ビジョンの構成

● ちば・まち・ビジョンの構成と、今回の主な変更箇所は以下のとおりです。

■ちば・まち・ビジョンの構成、主な変更箇所

序章　ちば・まち・ビジョンについて　都市計画MP
第１節 ちば・まち・ビジョン　第２節 都市デザインの取組み
第３節 位置付け　第４節 対象区域と目標年次　→ 目標年次を変更
第５節 構成

第1章　都市づくりとまちづくりの課題整理　都市計画MP
第１節 都市の現状　→ 時点更新
第２節 課題整理

第2章　ちば・まち・ビジョンの目標　区域MP　都市計画MP　立地適正化計画
第１節 ちば・まち・ビジョンの目標
第２節 千葉市型コンパクト・プラス・ネットワーク　→ 基本的に維持

第3章　区域区分の有無及び方針　区域MP
第１節 区域区分の決定の有無
第２節 区域区分を定める際の方針　→ 目標年次の変更、時点更新

第4章　各分野の方針　区域MP　都市計画MP
第１節 緑と水辺の豊かな都市づくり・まちづくりに関する方針
第２節 コンパクトで賑わいのある都市づくり・まちづくりに関する方針
第３節 安全・安心な都市づくり・まちづくりに関する方針
第４節 千葉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針付図　→ 基本的に維持

第5章　居住促進区域、都市機能誘導区域及び防災指針　都市計画MP　立地適正化計画
第１節 立地適正化計画に定める区域
第２節 居住促進区域　→ 時点更新
第３節 都市機能誘導区域
第４節 居住・都市機能立地における都市再生特別措置法に基づく事前届出
第５節 防災指針

第6章　都市を構成する要所（ツボ）となるエリアの方向性　都市計画MP
第１節 都市を構成する要所（ツボ）となるエリア
第２節 各エリアの方向性　→ 時点更新

第7章　ちば・まち・ビジョンの実現に向けて　都市計画MP　立地適正化計画
第１節 多様な主体との連携によるちば・まち・ビジョンの実現
第２節 実現に向けた取組み　→ 時点更新
第３節 目標達成に向けた評価指標の設定

※区域MP　：都市計画法第6条の2の規定に基づく「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」
※都市計画MP　：都市計画法第18条の2の規定に基づく「都市計画マスタープラン」
※立地適正化計画　：都市再生特別措置法第81条の規定に基づく「立地適正化計画」

○変更に関する基本的な考え方

● ビジョンの変更は、「変更にあたっての検討の視点」を踏まえ、以下の考え方により、今後、変更案の作成を行い、令和8年度（2026年度）中の都市計画決定に向けた手続きを進めます。

1. 都市づくり・まちづくりの目標や各分野の方針

- ビジョンの「都市の現状（第1章第1節）」に留意すべき変化は見られず、「課題整理（第1章第2節）」において、現在のビジョンで示す課題から変更はないため、「ちば・まち・ビジョンの目標（第2章）」や「各分野の方針（第4章）」を維持します。

2. 目標年次・将来人口推計

- 千葉県広域都市計画マスタープランとの整合を図るため、目標年次及び将来人口推計を下記のとおりとします。

目標年次	令和14年（2032年）【変更前】	令和17年（2035年）【変更後】
将来人口（推計値）	961,300人	953,900人

3. 立地適正化計画に定める区域

- 土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域等の新たな指定状況に応じ、居住促進区域の変更を行います。

	R5.9月【変更前】	R8.6月末時点【変更後】
土砂災害特別警戒区域	261箇所	622箇所
土砂災害警戒区域	284箇所	745箇所

4. 千葉県広域都市計画マスタープランとの連携

- 本市の都市計画区域マスタープランは本市を含む「東葛・湾岸広域都市圏」の千葉県広域都市計画マスタープランと連携を図る必要があります。
- 本市のビジョンにおける区域区分や各分野の方針などに関して、千葉県広域都市計画マスタープランの方向性に沿っており、連携がとれていることを確認しました。

5. 将来像実現のための施策

- 千葉県広域都市計画マスタープランや分野別の計画（住生活基本計画、緑と水辺のまちづくりプラン2023、景観計画など）とも連携し、ビジョンの目標や将来都市構造の実現に向けた取組みを展開します。

※赤字は変更後

ちば・まち・ビジョン変更(案)　＜概要版＞1/6

○ちば・まち・ビジョンとは

- これまでの本市の都市づくりやまちづくりを進める上での指針である3つのマスタープラン(都市計画区域マスタープラン、都市計画マスタープラン、立地適正化計画)を統合し、都市づくり・まちづくりの基本的な方向性を定めた指針となるものです。

○令和8年度改定予定(令和5年当初策定)
○対象区域:千葉市全域(千葉都市計画区域全域)
○目標年次:令和17年(令和14年)
○計画期間:令和8年～令和17年(令和5年～令和14年)　(概ね5年毎に必要に応じ評価・見直し)

＜ちば・まち・ビジョン＞都市づくり・まちづくりにおける３計画を統合

○都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)
→区域区分など都市計画の基本的な方針
※都市計画法第6条の2

×

○都市計画マスタープラン
→より地域に密着した見地から、市町村が定める都市計画の方針
※都市計画法第18条の2

×

○立地適正化計画
→居住や都市機能の立地を公共交通沿線や生活拠点周辺へ緩やかに誘導するための計画
※都市再生特別措置法第81条

○ちば・まち・ビジョンのポイント

- ちば・まち・ビジョンは、平成31年3月に策定した立地適正化計画に位置付けた「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方を継承し、主に以下のポイントで策定しています。

①人口減少予測下での策定

- 本市の令和17年の将来人口は、令和2年度国勢調査結果の約975千人から、概ね954千人と推計され、本市が昭和45年に都市計画による線引き(区域区分)を定めて以降、初めての人口減少下における都市づくり・まちづくりの指針となります。

②都市デザインによる都市づくり・まちづくりの推進

- 機能性や利便性、経済性を重視した都市づくり・まちづくりから、地域の固有性を高めることにより、地域の価値創出につなげていく都市デザインによる都市づくり・まちづくりへの転換を進めるため、都市を構成する要所(ツボ)となる9つのエリアについて、各エリアの将来像や都市づくり・まちづくりの方向性を示しています。
- 都市づくり・まちづくりの目標を実現するため、まちに大きな効果や影響を与える官民の事業を対象に計画段階から協議・配慮を求める都市デザインの調整を推進します。

③新たな産業拠点(インターチェンジ周辺)の位置づけ

- 雇用を創出する自立した経済圏を確立するため、交通利便性の高い広域幹線道路などのインターチェンジ周辺(穴川IC、貝塚IC、蘇我IC、千葉東IC、高田IC(東金道)、中野IC、鎌取IC、誉田IC、板倉IC)を新たに産業拠点として位置付け、生産・物流機能の強化を図ります。

④都市防災の推進

- 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、立地適正化計画に都市の災害リスクをできる限り回避・あるいは低減させるために必要な防災・減災対策を新たに「防災指針」として位置付けます。

⑤施策効果を見える化する評価指標(都市構造・都市空間)の設定

- 目標年次(令和17年)における各施策の効果を見える化するため、新たに都市構造(ハード)と都市空間(ソフト)の2つの視点から評価指標を設定します。

＜都市デザインの取組み＞

- 都市デザインとは、都市の生い立ちや地域の資源などを読み解き、市民のライフスタイルなどからみた「目指すべき都市の姿」を企画立案し、その実現に資する、公共及び民間事業を総合的かつ戦略的にプロデュースする一連の取組みです。
- 都市デザインの「理念」及び5つの「目標」を定め、理念に示したひと中心の豊かな千葉の実現を目指します。

※「都市の美しさと心地よさ」とは、単に表面的な美しさだけではなく、空間の質を高めることで生まれる持続可能な利便性や快適性、歩きたくなり暮らしたくなるような楽しさなどを感じられる状態を指します。
※「シビックプライド」とは、市民がまちへの誇りや、愛着、共感を持ち、まちに積極的に関わっていこうとする気持ちのことです。

※赤字は変更後

ちば・まち・ビジョン変更(案)　＜概要版＞2/6

第1章　都市づくりとまちづくりの課題整理　　第2章　ちば・まち・ビジョンの目標

＜主な都市の現状＞

■人口減少が本格化する見通し

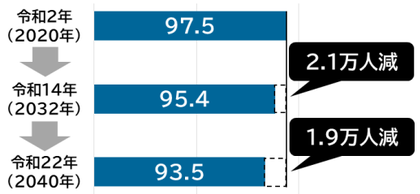

■住宅団地居住者の割合の高さ、団地の高経年化

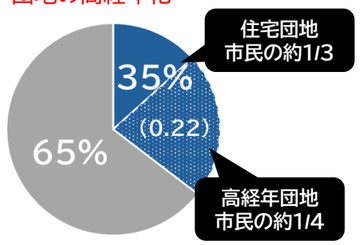

■1人当たりの公園面積の充実

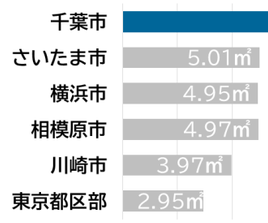

■都市公園の老朽化が進行

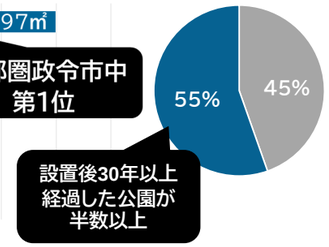

■自動車分担率の高さ

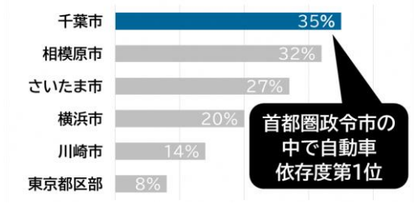

■想定される様々な災害リスク

■空き家は増加傾向

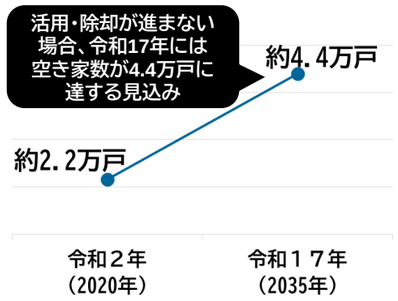

■テレワークが拡大

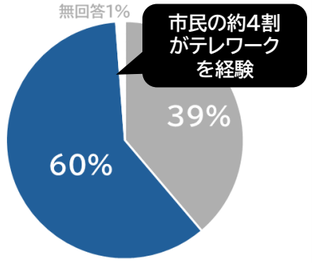

＜都市づくり・まちづくりの課題、ちば・まち・ビジョンの目標＞

○緑と水辺に関する課題	○人口減少をはじめとした様々な社会問題への対応に関する課題	○頻発・激甚化する災害への対応に関する課題
・自然環境の保全・活用 ・魅力的な水辺空間の保全・活用 ・農地の保全・活用 ・公園・緑地の保全・活用 ・環境への配慮	・コンパクト・プラス・ネットワークの実現に向けた取組みの加速 ・持続可能で効率的な交通ネットワークの構築 ・産業振興に向けた取組みの推進 ・住宅団地の再生に向けた取組み ・官民連携による都市の魅力向上 ・地域資源の活用	・総合的な視点を持った防災・減災の都市づくり・まちづくり推進 ・ハード面の整備の推進 ・ソフト面の取組み推進 ・身近な安心の充実

都市デザイン

ちば・まち・ビジョンの目標：今後10年間の千葉市の都市づくり・まちづくりの目標

ウォーカブル(歩きたくなる)、リバブル(暮らしやすい)、サステナブル(持続可能)な美しく心地よい千葉へ

緑と水辺の豊かな都市づくり・まちづくり	コンパクトで賑わいのある都市づくり・まちづくり	安全・安心な都市づくり・まちづくり
そこにある緑と水辺の潤いを感じ、楽しめる千葉のまち	**誰もが気軽にお出かけ千葉のまち**	**みんなで安心して暮らし続けられる千葉のまち**
本市ならではの緑と水辺の保全・創出、活用を進め、人と自然が共存する持続可能な潤いのあるまちに。	居住や都市機能のゆるやかな集約や公共交通の利便性の維持・向上を進め、本市に暮らす全ての人が生活利便性や暮らしやすさを実感できるまちに。	頻発・激甚化する災害への対応などを進め、誰もが安全・安心に暮らせるまちに。

千葉市型コンパクト・プラス・ネットワーク(将来都市構造)

● 本市の礎である豊かな緑と水辺が共生し、多様な経済活動や人々の暮らしを支える生活サービス機能、最適化された公共交通サービスなどに支えられることで、人口減少や少子高齢化が進行しても安心して暮らし続けられる都市構造。

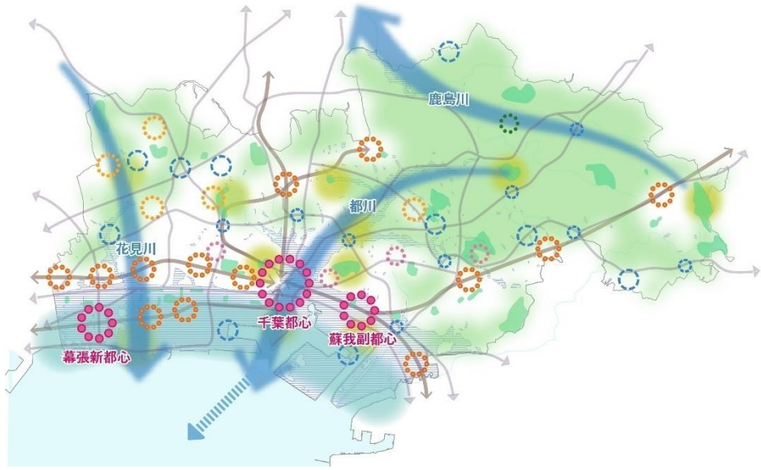

＜分野別の将来都市構造＞

緑と水辺

コンパクト・賑わい

安全・安心

[凡　例]

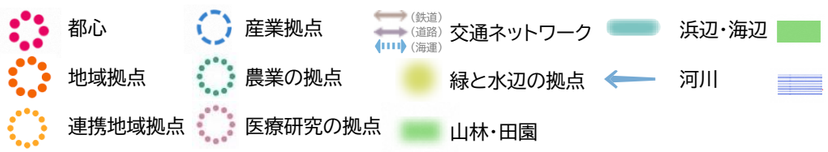

※赤字は変更後

ちば・まち・ビジョン変更(案)　＜概要版＞3/6

第3章　区域区分の有無及び方針

- 本区域では、今後も継続して区域区分を定めます。
- 将来におけるおおむねの人口・産業規模、市街化区域面積は以下のとおりです。

＜人口・産業の規模、将来市街化区域規模＞

区分＼年次		令和2年(2020年)（基準年）	令和14年(2032年)（目標年）	令和17年(2035年)（目標年）
都市計画区域内人口		約975千人	おおむね 961千人	おおむね 954千人
市街化区域内人口		約908千人	おおむね 896千人	おおむね 889千人
生産規模	工業出荷額	約12，145億円	おおむね　17，090億円	おおむね　16，334億円
	卸小売販売額	約38，018億円	おおむね　39，010億円	おおむね　39，493億円
就業構造	第一次産業	約2．9千人（0．7%）	おおむね 3．0千人（0．7%）	おおむね 2．9千人（0．7%）
	第二次産業	約70．5千人（17．2%）	おおむね 60．5千人（14．4%）	おおむね 54．7千人（13．7%）
	第三次産業	約335．5千人（82．1%）	おおむね 357．7千人（84．9%）	おおむね 342．6千人（85．6%）
市街化区域面積		約 12，882ha	おおむね 12，882ha	おおむね 12，882ha

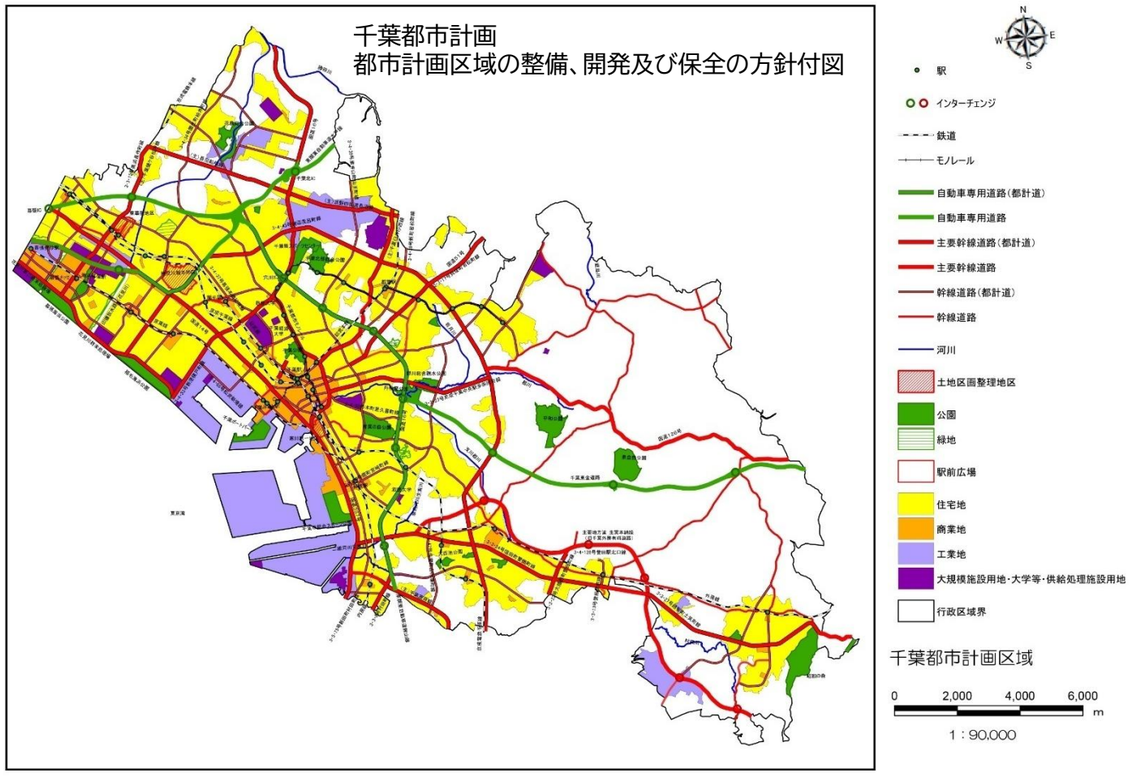

第4章　各分野の方針　※1

●千葉市型コンパクト・プラス・ネットワークを実現するため、各分野の方針を定めます。

緑と水辺の豊かな都市づくり・まちづくりに関する方針

緑と水辺の保全・創出、活用に関する方針

- 豊かな緑と水辺の保全やこれまで蓄積をしてきた緑と水辺のストック(財産)の活用を図ります。

＜保全＞内陸部の優良農地の保全、谷津田・森林の適切な緑地管理、川辺の豊かな自然環境の保全を進めます。
市街化区域内の農地は、都市の貴重なオープンスペースとして、生産緑地制度を活用により保全に努めます。
＜活用＞海辺での官民連携による魅力向上、川辺の活用・環境づくり、すごしたくなる緑と水辺の11拠点と身近な公園の充実を図ります。

環境配慮に関する方針

- 生物の生息環境となりうるような質の高い緑の空間の創出や既存の自然環境の保全を図ります。
- 公共交通の沿線に居住や都市機能のゆるやかな集約化を図り、コンパクトな都市づくり・まちづくりを進め、二酸化炭素排出の削減を進めます。

コンパクトで賑わいのある都市づくり・まちづくりに関する方針

土地利用に関する方針

- 都市の活性化に資する商業・業務機能などの多様な都市機能の導入、良好な居住環境や自然環境の保全などを図るため、適切な土地利用の誘導を進め、快適でゆとりある質の高い都市空間の形成を図ります。
- 土地利用の規制・誘導に係る基本的な考え方を土地利用誘導方針として定め、土地利用計画制度の適切な運用を図ります。

➡商業・業務地・・・千葉都心、幕張新都心、蘇我副都心、地域拠点(鉄道駅周辺等)
○広域的な拠点である都心には、商業・業務機能などの都市機能の集積と土地の高度利用により、複合的な土地利用を誘導します。
○地域拠点においては、日常生活サービスを支える商業機能などを配置し、地域の生活拠点の形成を図ります。
➡工業地・流通業務地
○本市の立地特性を活かし、都市の活力や雇用の場の確保、定住を促進するため、新たな価値が生まれる活力ある産業の集積を図ります。
○千葉港(千葉中央地区)の港湾機能の充実・強化、東関東自動車道などのインターチェンジ周辺においては、農林漁業との健全な調和を図り交通利便性を活かした流通業務地の形成を目指します。
➡住宅地
今後の人口減少に対応するため、良質なストックの活用や空き家対策を進め、快適に住み続けられる住環境の形成を図ります。

都市交通ネットワークに関する方針

- 社会・経済活動の基盤である、人や物の交流・連携を支える広域道路ネットワークの効率的・重点的な整備を図ります。
- 人々が自由に移動できる魅力的な移動環境を創出し、安全・安心で、地域の暮らしを支える持続可能な交通サービスの実現を図ります。

下水道及び河川に関する方針

- 雨水管きょや雨水浸透施設を整備し、大雨による浸水被害の軽減に努めます。
- 河川改修事業の推進するとともに、樹林地や農地などの保全を図り、流域が本来有している保水・遊水機能の確保に努めます。

市街地整備に関する方針

- 市街地再開発事業などにより、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ります。
- 土地区画整理事業の長期未着手地区については、事業の必要性や実現性などの検証を行い、必要に応じて、都市計画の見直しを行います。

住環境の維持に関する方針

- 日常生活に必要な身近なサービス機能の確保など、各地域の特性に応じた、快適に住み続けられる住環境の形成を図ります。
- 住宅団地においては、道路・公園などの既存ストックを活かした住環境の維持や、多様な世代が居住する居住環境の形成を図ります。

都市空間に関する方針

- 計画的に整備された都市基盤や官民の遊休不動産などの既存資源を積極的に活用し、都市のスポンジ化や地域コミュニティの醸成など、都市が抱える複合的課題に対応した都市づくり・まちづくりを進めます。
- まちなかを自動車中心から多様な人々が集い交流するひと中心の空間に転換し、居心地が良く歩きたくなる都市空間の形成を進めます。

都市景観に関する方針

- 本市の貴重な財産である緑と水辺、歴史的資源を大切に守り育てることを基本とし、これらの要素を活かした良好な都市景観の形成を図ります。

安全・安心な都市づくり・まちづくりに関する方針

防災都市づくり・まちづくりに関する方針

- 自然災害の頻発・激甚化を踏まえ、災害に強い都市づくり・まちづくりをハード・ソフトの両面から進めます。
- 防災・減災対策と並行して、平時から災害発生時を想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう、復旧・復興の手順や体制を準備します。

身近な安心の確保に関する方針

- 鉄道駅、歩道、建物、公園などのユニバーサルデザインを踏まえた面的・一体的なバリアフリー化の促進を図ります。

※1：第4章各分野の方針に内容は、ちば・まち・ビジョン(素案)本編の一部を記載しています。

ちば・まち・ビジョン変更(案)　＜概要版＞4/6

第5章　居住促進区域、都市機能誘導区域及び防災指針

● 居住や都市機能の立地の適正化を図るため、居住促進区域及び都市機能誘導区域を定めます。

居住促進区域
・一定区域内の人口密度を維持を図る区域

都市機能誘導区域
・生活サービス機能などの都市機能の誘導を図る区域

＜誘導施設＞
- 行政機能(市役所区役所、保健所・保健福祉センター)
  ※連携地域拠点を除く(大宮台団地、こてはし台団地、花見川団地、あやめ台団地、さつきが丘団地)
- 高齢者福祉機能(高齢者交流施設)
- 子育て支援機能(子育て支援館・子育てリラックス館)
- 商業機能(大規模商業施設)

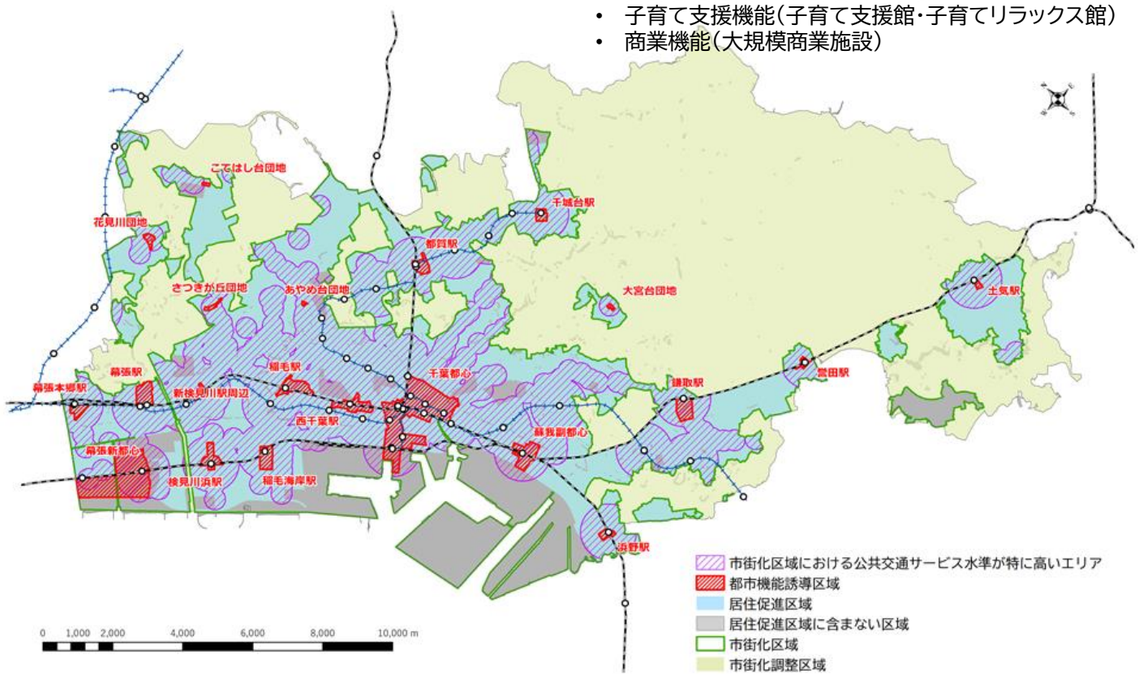

※市街化区域における、運行本数片道30本/日以上の鉄道・モノレール駅から800mの範囲、運行本数片道100本/日以上のバス停から300mの範囲

「防災指針」・・・全市対象区域

● 居住や都市機能の誘導を図る上で、必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針です。
● 頻発する水災害に対応するため、水災害リスク分析を行い、災害に応じた防災・減災対策の対応方針及び課題に即した取組みを定めます。

災害リスク分析と課題

洪水・内水・高潮・津波・土砂災害の区域内に多くの居住地がある中で、最大想定規模の水害では洪水約5千人・内水約2千人・高潮約7万人に被害が及ぶリスクがあり、災害時の被害が懸念される。

対応方針

リスクの回避
・ハザードエリアへの立地規制
・災害の危険性の周知　など

リスクの低減
・堤防・防潮堤・下水道等の整備
・避難先の確保・周知
・急傾斜地等の対策工事

➡取組み施策(4/5頁参照)

第6章　都市を構成する要所(ツボ)となるエリアの方向性

● 都市デザインの観点から地域の資源を読み解き、市民のライフスタイルなどからみた都市づくり・まちづくりの方向性を定めます。

都市を構成する要所(ツボ)9エリア※
→ エリアの特徴・課題
→ 各エリアの将来像
→ 都市づくり・まちづくりの方向性

都市を構成する要所(ツボ)の方向性の役割
❶市民や事業者の共通認識醸成
❷都市づくり・まちづくり計画(地区計画・まちづくりビジョンなど)への反映
❸エリアの特徴を生かした事業を実施

＜都市を構成する要所(ツボ)9エリア＞

豊かな緑と水辺		
1　都川沿川エリア	2　花見川沿川エリア	3　鹿島川沿川エリア
都心（商業・業務・文化の拠点）		
4　千葉都心エリア	5　幕張新都心エリア	6　蘇我副都心エリア
駅を中心とした市街地		
7　稲毛・海浜エリア	8　モノレール沿線エリア	9　外房線沿線エリア

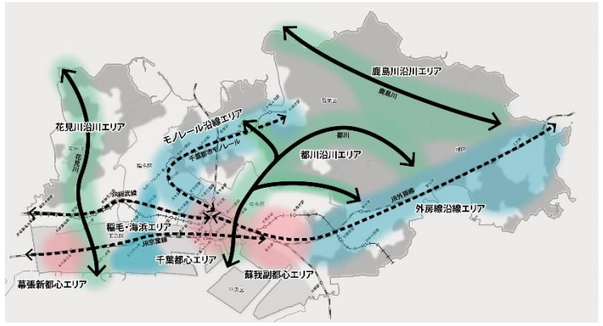

○花見川沿川エリアの例

＜将来像＞
流れるまちの個性を生かした空間づくり

＜都市づくり・まちづくりの方向性＞
1　ありのままの自然を気軽に楽しめる空間づくり(上流部)
2　地域資源を活かしたゆとりある親水空間づくり(中流部)
3　人が主役のコミュニケーションの場づくり(下流部)

第7章　ちば・まち・ビジョンの実現に向けて

● 多様な主体との連携によるちば・まち・ビジョンの実現
➡行政だけでなく、住民・事業者・地権者などが一体となって、小さな取組みから実践を積み重ね、“千葉市らしさ”を大切にしたまちづくりの好循環により、ちば・まち・ビジョンの実現を目指します。
➡まちづくりに大きな効果や影響を与える事業において、計画構想の段階から事業者と協議・配慮を求める都市デザインの調整に取り組む。
● 具体的な取組内容や施策効果を見える化する評価指標(都市構造、都市空間)を示します。

実現に向けた取組み

ちば・まち・ビジョンの3目標と各分野の方針に沿った施策の展開
①緑と水辺の豊かな都市づくり・まちづくり
　➡水辺、農地等、公園緑地、環境配慮に関する取組み
②コンパクトで賑わいのある都市づくり・まちづくり
　➡土地利用、都市交通、下水道、河川、ごみ処理施設、市街地整備、住環境の維持、都市空間、都市景観に関する取組み
③安全・安心な都市づくり・まちづくり
　➡防災都市づくり・まちづくり、市街地の防災性の向上、土砂災害・浸水対策、インフラの整備・耐震化等、安心して暮らせる環境整備、地域コミュニティの維持に関する取組み

➡4/5頁参照

評価指標

・10年先(令和17年度)を見据えた評価指標
・「都市構造(ハード)」と「都市空間(ソフト)」の2つの視点で評価
①都市構造(ハード)に関する評価指標
　➡客観的かつ定量的なデータに基づく都市の総合力
②都市空間(ソフト)に関する評価指標
　➡市民が日常生活で感じていること、体感・経験する頻度

➡5/5頁参照

ちば・まち・ビジョン変更（案）

● 取組み施策（第7章）
ちば・まち・ビジョンの目標及び各分野の方針に従って、主な取組みを体系化して示します。

目標【第2章】	方針【第4章】	実現に向けた取組み【第7章】	SDGsへの貢献
緑と水辺の豊かな都市づくり・まちづくり	緑と水辺の保全・創出、活用に関する方針	水辺に関する取組み	
		農地等に関する取組み	
		公園・緑地に関する取組み	
	環境配慮に関する方針	環境配慮に関する取組み	
コンパクトで賑わいのある都市づくり・まちづくり	土地利用に関する方針	土地利用に関する取組み	
	都市交通ネットワークに関する方針	交通体系の整備に関する取組み	
		道路に関する取組み	
		鉄道に関する取組み	
	下水道及び河川に関する方針	下水道に関する取組み	
		河川に関する取組み	
	その他の都市施設に関する方針	ごみ処理施設に関する取組み	
		市場施設に関する取組み	
	市街地整備に関する方針	市街地整備に関する取組み	
	住環境の維持に関する方針	住環境に関する取組み	
	都市空間に関する方針	都市空間に関する取組み	
	都市景観に関する方針	都市景観に関する取組み	
安全・安心な都市づくり・まちづくり	防災都市づくり・まちづくりに関する方針	防災都市づくり・まちづくりに関する取組み	
		市街地の防災性の向上に関する取組み	
		土砂災害・浸水対策に関する取組み	
		インフラの整備・耐震化等に関する取組み	
	身近な安心の確保に関する方針	安心して暮らせる環境整備に関する取組み	
		地域コミュニティの維持に関する取組み	

緑と水辺の豊かな都市づくり・まちづくり ＞ 緑と水辺の保全・創出、活用に関する方針

○水辺に関する取組み

事業名	事業概要
河川を活用したまちづくり＊①	河川沿川エリアの魅力向上を図るため、都川、花見川、鹿島川を中心に河川沿いの豊かな緑や田園風景などを保全するとともに、水辺空間や地域資源を活用したまちづくりを推進します。
花見川の利活用＊①	花見川の魅力を活用したまちづくりを推進するため、花見川利活用のための整備やイベント等の実施により、花見川の河川空間、花島公園周辺における一体的な魅力創出を図りつつ、花見川サイクリングコース等の充実を図ります。

コンパクトで賑わいのある都市づくり・まちづくり ＞ 土地利用に関する方針

○土地利用に関する取組み

事業名	事業概要
適切な土地利用を誘導するための基礎調査＊①②④	社会情勢の変化に応じた適切な土地利用の規制・誘導を図るため、土地利用の現状や動向などを把握する基礎的調査を実施します。
創業支援＊②	地域経済活動の新たな担い手を創出するため、各関係機関と連携した創業支援ネットワークを構築し、多様な創業形態や事業ステージに応じた各種支援策を提供します。

安全・安心な都市づくり・まちづくり ＞ 防災都市づくり・まちづくりに関する方針

○防災都市づくり・まちづくりに関する取組み（1／2）

事業名	事業概要
地震被害想定調査の見直し（防災アセスメント調査）	地域の実情に応じた地震防災・減災対策の基礎資料とするため、最新の知見等に基づき地震被害想定調査を行います。
災害情報の発信強化＊⑥	災害発生時における緊急情報を迅速かつ的確に市民に伝えるため、多様な緊急情報の伝達手段を確保します。

＊第5章に位置付けた立地適正化計画に資する事業については、事業名の後ろに事業内容に応じて以下の番号を付けています。
（①:居住を促進する施策、②:都市機能を誘導する施策、③:主に郊外部における施策、④:都市のスポンジ化に資する施策、⑤:ネットワークを維持確保・強化する施策、⑥:防災指針に関する施策）

● 施策効果を見える化する評価指標（都市構造・都市空間）の設定（第7章）

ちば・まち・ビジョンの目標の達成状況を評価するため、目標年次（令和17年）における各施策効果を可視化するため、新たに「都市構造（ハード）」と「都市空間（ソフト）」の2つの視点で評価指標を設定します。

人口構造や社会情勢の変化、それに伴う上位計画や関連計画の改定などに対応するため、定期的なモニタリング（概ね5年毎に評価）を行い、必要に応じて見直しを検討します。

1 都市構造に対する評価

第2章で示したちば・まち・ビジョンの目標、3つの視点から定めた都市づくり・まちづくりの目標に応じた都市構造を評価する指標を設定しています。

評価指標	単位	現状値	目標値
居住促進区域内の人口密度 ※1	人/ha	90	90以上
都市の総人口に対する商業施設徒歩圏(800m)内の人口の割合　※2	%	82.7	85以上
全交通手段のうち公共交通機関が利用される割合（公共交通機関分担率）　※3	%	30.3	35以上
全交通手段のうち徒歩、自転車が利用される割合（徒歩、自転車の分担率）　※4	%	35.3	36以上
高齢者の平日の外出率　※5	%	68.3	70以上
緑被率　※6	%	48.6	現状維持
世帯総数に対する徒歩圏（500m）内に公園がない世帯の割合　※7	%	6.4	現状値以下
市民一人あたりの自動車CO2排出量　※8	tCO2/年	0.6	0.5以下
市街化調整区域における耕作放棄地等の面積　※9	ha	433	現状値以下
空き家率　※10	%	3.3	現状維持
最寄り緊急避難場所までの平均距離　※11	m	437	現状値以下

※1：国勢調査（令和2年（2020年））の人口を基に、居住促進区域（第5章第2節）の面積あたりに居住する人口を地理情報システム（GIS）で算出した値となっています。
※2：タウンページ情報（令和4年（2022年））から商業施設を抽出し、地理情報システム（GIS）で算出した商業施設から徒歩圏（800m）内の人口の全市人口に対する割合です。（商業施設は、スーパーストアとデパートを対象）
※3：全国都市交通特性調査（平成27年（2015年）調査）における平日・全目的の代表交通手段（注）として、公共交通（鉄道・バス）を利用して移動している人の割合です。
（注）1つの移動で複数の交通手段を利用している場合には、その中の主な交通手段を「代表交通手段」といい、集計上は、鉄道→バス→自動車→二輪車→徒歩の優先順位で集計されています。
※4：全国都市交通特性調査（平成27年（2015年）調査）における平日・全目的の代表交通手段として、徒歩または自転車を利用して移動している人の割合です。
※5：全国都市交通特性調査（平成27年（2015年）調査）における高齢者の平日の外出率です。
※6：緑被地（樹木や草地などで覆われている土地）が市域全体に占める面積の割合です（令和2年（2020年）調査）。
※7：住宅・土地統計調査（平成30年（2018年））における最寄りの公園までの距離別の普通世帯数を基に算出した、500m圏内に公園がない普通世帯数の割合です。
※8：全国道路・街路交通情勢調査（平成27年（2015年））を基に算出した、一人あたりの小型車走行台キロ（注）に、ガソリン車の燃費とガソリンの単位量あたりのCO2排出量を掛け合わせて算出しています。
（注）小型車は乗用車と小型貨物車であり、走行台キロは小型車の交通量に道路の区間延長を乗じたものです。
※9：都市計画基礎調査（平成28年（2016年）における土地利用の種別を基に、市街化調整区域内の耕作放棄地などの面積を地理情報システム（GIS）で集計した値となっています。
※10：住宅・土地統計調査（平成30年（2018年））による総住宅数に対するその他の空き家数（空き家のうち、賃貸や売却など目的が定まっていないもの）の割合です。
※11：住宅・土地統計調査（平成30年（2018年））による最寄りの緊急避難場所までの距離帯別普通世帯数を基に、平均距離を算出した値となっています。

2 都市空間に対する評価

令和3年（2021年）度に実施した市内居住者（2,400人）及び市外居住者（在勤者400人）に対するアンケート調査をもとに、市民が日常生活で感じることや印象、体感や経験する頻度を都市空間の質として評価指標に設定します。

項目	評価指標	現状値	目標値	アンケートの設問内容
生活実感（市民の感じ方や印象）	自然の豊かさと魅力を感じる	66%	80%	緑は豊かに感じますか　／　水辺は魅力的に感じますか
	暮らしやすさと居心地の良さを感じる	67%	80%	暮らしやすいと感じますか　／　お出かけしやすいと感じますか／　デジタル技術を活用し、日常生活を送りやすいと感じますか／　まちなかは、居心地がよく、にぎわいがあると感じますか
	安全・安心を感じる	55%	65%	災害に対して安全だと思いますか　／　日常生活の安心感はありますか　／　近隣の住民や地域のコミュニティとのつながりは、強いと感じますか
	千葉市に対して誇り・愛着を感じる	47%	60%	「都市の美しさと心地よさ」※1を感じる場所のおすすめ度※2　／　暮らしているエリア・最もなじみのあるエリアで想起されるイメージの多様性※3　／　暮らしているエリア・最もなじみのあるエリアで魅力的と考える資源の多様性※4
行動体感（体感や体験）＊1年間の活動有無	新しい発見や出会いに巡りあえたと思える	27%	50%	地域のボランティア活動等への参加　／　まちの中で会話を楽しんだ／地域のイベントに参加　／　学習的な要素のあるセミナーや市民講座に参加／お寺や神社にお参り　／　美術館や博物館を訪れた
	自然やまちを感じたと思える	51%	60%	街の風景をゆっくり眺めた　／　公園に行って時間を過ごした　／　海辺に行って時間を過ごした　／　川辺で時間を過ごした　／　1時間以上歩いた／外で思い切り体を動かした

● アンケート調査はインターネット（ＷＥＢ）にて実施し、各区・年代別に一定数の回答を得るようにしました。
● 各評価指標の値は、右側の関連するアンケートの各設問内容の回答結果を平均して算出した値となっています。
● 生活実感に係る設問のうち、特に注記の無い設問の値については、「そう感じる／どちらかといえばそう感じる／どちらかといえばそう感じない／そう感じない」の選択肢のうち、「そう感じる／どちらかといえばそう感じる」と回答した合計人数を回答者全体の人数で除した値となっています。
● 行動体感に係る設問の値については、「いつもあった／しばしばあった／ときどきあった／ほとんどなかった」の選択肢のうち、「いつもあった／しばしばあった／ときどきあった」と回答した合計人数を回答者全体の人数で除した値となっています。

※1：「都市の美しさと心地よさ」とは、表面的な美しさだけでなく、空間の質を高めることで生まれる持続可能な利便性や快適性、歩きたくなり暮らしたくなるような楽しさを感じられる状態のことを指します。
※2：「都市の美しさと心地よさ」を感じる場所を回答してもらった上で、その場所に対するおすすめ度を１（低い）～５（高い）の５段階で回答してもらい、おすすめ度４以上の回答件数の合計を全回答件数で除した値となっています。
※3：暮らしているエリア又は最もなじみのあるエリアにおいて想起されるイメージを回答してもらい、２つ以上が回答された回答件数の合計を全回答件数で除した値となっています。
※4：暮らしているエリア又は最もなじみのあるエリアにおいて魅力的と考える資源を回答してもらい、２か所以上が回答された回答件数の合計を全回答件数で除した値となっています。